

令和 7 年 第 2 回郡上市議会定例会 議案要旨

□令和 7 年 6 月 1 0 日提出

◇専決（条例）	3 件
◇専決（令和 6 年度補正予算 2 件・当初予算 1 件）	3 件
◇専決（その他）	2 件
◇条例関係（一部改正 5 件・廃止 1 件）	6 件
◇令和 7 年度補正予算	2 件
◇財産の無償譲渡	1 件
◇契約	2 件
議案計	19 件
□報告	4 件

< 議案 >

番号	議案名	議案内容
64	専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例） 【税務課】	（平成 16 年郡上市条例第 57 号） < 専決日 > 令和 7 年 3 月 31 日 < 提案理由 > 地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。 < 主な改正内容 > ① 軽自動車税について、新たな排気ガス基準に対応する原動機付自転車の税率を追加 ② 身体障害者等における軽自動車税種別割の減免申請時に提示する運転免許証としてマイナ免許証を追加 < 施行期日 > 令和 7 年 4 月 1 日
65	専決処分した事件の承認について（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例） 【商工課】	（平成 20 年郡上市条例第 4 号） < 専決日 > 令和 7 年 3 月 31 日 < 提案理由 > 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。 < 主な改正内容 > 対象施設への固定資産税の課税免除について、適用期限を「令和 7 年 3 月 31 日」から「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。 < 施行期日 > 令和 7 年 4 月 1 日

番号	議案名	議案内容																			
66	専決処分した事件の承認について（郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 【保険年金課】	（平成 16 年郡上市条例第 129 号） <専決日> 令和 7 年 3 月 31 日 <提案理由> 地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。 <主な改正内容> ① 課税限度額の改正 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を「65 万円」から「66 万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「24 万円」から「26 万円」に改める。 ② 軽減判定所得基準の改正 軽減判定所得（国民健康保険税の減額の対象となる所得）の基準について、5 割及び 2 割軽減の対象となる世帯の被保険者数に乗ずる金額を改める。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">軽減判定基準</th></tr> <tr> <th colspan="2">軽減率</th><th>軽減判定所得基準</th></tr> <tr> <th colspan="3">※ 世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が基準以下の世帯が対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">【改正前】</td><td>5 割軽減</td><td>基礎控除額 43 万円＋29.5 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）</td></tr> <tr> <td>2 割軽減</td><td>基礎控除額 43 万円＋54.5 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）</td></tr> <tr> <td rowspan="2">【改正後】</td><td>5 割軽減</td><td>基礎控除額 43 万円＋30.5 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）</td></tr> <tr> <td>2 割軽減</td><td>基礎控除額 43 万円＋56 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）</td></tr> </tbody> </table> <施行期日> 令和 7 年 4 月 1 日	軽減判定基準			軽減率		軽減判定所得基準	※ 世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が基準以下の世帯が対象			【改正前】	5 割軽減	基礎控除額 43 万円＋29.5 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）	2 割軽減	基礎控除額 43 万円＋54.5 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）	【改正後】	5 割軽減	基礎控除額 43 万円＋30.5 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）	2 割軽減	基礎控除額 43 万円＋56 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）
軽減判定基準																					
軽減率		軽減判定所得基準																			
※ 世帯主を含めた国保加入者全員の所得の合計が基準以下の世帯が対象																					
【改正前】	5 割軽減	基礎控除額 43 万円＋29.5 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）																			
	2 割軽減	基礎控除額 43 万円＋54.5 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）																			
【改正後】	5 割軽減	基礎控除額 43 万円＋30.5 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）																			
	2 割軽減	基礎控除額 43 万円＋56 万円×国保加入者数＋10 万円×（給与所得者等の数－1）																			
67	専決処分した事件の承認について （令和 6 年度郡上市一般会計補正予算（専決第 4 号））	<専決日> 令和 7 年 3 月 31 日																			
68	専決処分した事件の承認について （令和 6 年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（専決第 1 号））	<専決日> 令和 7 年 3 月 31 日																			
69	専決処分した事件の承認について （令和 6 年度郡上市工業団地事業特別会計予算（専決第 1 号））	<専決日> 令和 7 年 3 月 31 日																			
70	専決処分した事件の承認について（郡上市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて） 【市民課】	<専決日> 令和 7 年 3 月 31 日 <指定取消理由> 事務の取り扱い実績等を考慮し、特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すもの。 <指定を取り消す郵便局の名称> 西和良郵便局、牛道郵便局、北濃郵便局 <指定取消年月日>																			

番号	議案名	議案内容						
		令和7年3月31日 <根拠法令> 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第3条第5項において準用する同条第3項						
71	専決処分した事件の承認について（財産の無償貸付について） 【観光課】	<専決日> 令和7年5月1日 <無償貸付の理由> 当施設は、現状で多くの修繕箇所を確認しており、今後も継続的な修繕を見込んでいるが、これらの修繕費用を借受人が負担するほか、市からの運営にかかる負担もないことから、無償貸付としたいため。 <根拠法令> 地方自治法第96条第1項第6号、同法第237条第2項 <貸付する財産> 所在地 郡上市美並町大原 2709 番地 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>床面積</th><th>構造</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧日本まん真ん中温泉 子宝の湯</td><td>1,020.29 m²</td><td>鉄骨造</td></tr> </tbody> </table> <貸付の相手方> 住所： 郡上市美並町大原 2709 番地 氏名： 株式会社ENKUUU 代表取締役 水口 晶 <貸付の期間> 令和7年5月1日～令和17年3月31日	名称	床面積	構造	旧日本まん真ん中温泉 子宝の湯	1,020.29 m ²	鉄骨造
名称	床面積	構造						
旧日本まん真ん中温泉 子宝の湯	1,020.29 m ²	鉄骨造						
72	郡上市職員の育児休業等に関する条例及び郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 【人事課】	(複数条例) <提案理由> 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。 <主な改正内容> ① 育児時間の取得パターンの多様化 ② 育児休業制度及び仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する職員への情報提供及び意向確認等の義務付け <施行期日> 令和7年10月1日から施行						
73	郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 【人事課】	(複数条例) <提案理由> 栄養士法の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。 <主な改正内容> 給料表の適用職種等に「管理栄養士」を追加 <施行期日> 公布の日から施行						

番号	議案名	議案内容																																											
74	郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 【総務課】	(平成 16 年郡上市条例第 47 号) <提案理由> 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。 <主な改正内容> 別表中の報酬額を次のとおり改める。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="3">報酬額</th></tr><tr><th>改正前</th><th>改正後</th><th>増額</th></tr><tr><td>投票所の投票管理者</td><td>日額</td><td>12,800円</td><td>14,500円</td><td>1,700円</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日額</td><td>11,300円</td><td>12,800円</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>投票所の投票立会人</td><td>日額</td><td>10,900円</td><td>12,400円</td><td>1,500円</td></tr><tr><td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日額</td><td>9,600円</td><td>10,900円</td><td>1,300円</td></tr><tr><td>選挙長</td><td>1回</td><td>10,800円</td><td>12,200円</td><td>1,400円</td></tr><tr><td>開票管理者</td><td>1回</td><td>10,800円</td><td>12,200円</td><td>1,400円</td></tr><tr><td>選挙立会人・開票立会人</td><td>1回</td><td>8,900円</td><td>10,100円</td><td>1,200円</td></tr></table> <施行期日> 公布の日から施行	区分		報酬額			改正前	改正後	増額	投票所の投票管理者	日額	12,800円	14,500円	1,700円	期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円	12,800円	1,500円	投票所の投票立会人	日額	10,900円	12,400円	1,500円	期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円	10,900円	1,300円	選挙長	1回	10,800円	12,200円	1,400円	開票管理者	1回	10,800円	12,200円	1,400円	選挙立会人・開票立会人	1回	8,900円	10,100円	1,200円
区分		報酬額																																											
		改正前	改正後	増額																																									
投票所の投票管理者	日額	12,800円	14,500円	1,700円																																									
期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円	12,800円	1,500円																																									
投票所の投票立会人	日額	10,900円	12,400円	1,500円																																									
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円	10,900円	1,300円																																									
選挙長	1回	10,800円	12,200円	1,400円																																									
開票管理者	1回	10,800円	12,200円	1,400円																																									
選挙立会人・開票立会人	1回	8,900円	10,100円	1,200円																																									
75	郡上市税条例の一部を改正する条例について 【税務課】	(平成 16 年郡上市条例第 57 号) <提案理由> 地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。 <主な改正内容> ① 市税に係る公示送達方法について、公示送達する情報を市ホームページ上に表示する措置をとるとともに、市役所掲示場への掲示または事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで閲覧できる状態に置く措置をとることに変更 ② 個人市民税について、特定親族特別控除の創設に伴い、所得控除に「特定親族特別控除額」を追加 ③ 市たばこ税について、加熱式たばこに係る課税標準の特例を追加 <施行期日> ① 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行 ② 令和 8 年 1 月 1 日から施行 ③ 令和 8 年 4 月 1 日から施行																																											

番号	議案名	議案内容																
76	郡上市白鳥前谷自然活用 総合管理施設の設置及び 管理に関する条例を廃止 する条例について 【観光課】	(平成 17 年郡上市条例第 65 号) ＜提案理由＞ 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設を普通財産とするため、こ の条例を定めようとする。 ＜施行期日＞ 令和 7 年 9 月 1 日から施行																
77	郡上市社会教育施設設置 条例の一部を改正する条 例について 【社会教育課】	(平成 16 年郡上市条例第 88 号) ＜提案理由＞ 大和万場社会教育施設を廃止するため、この条例を定めようとし る。 ＜主な改正内容＞ 第 2 条の表中「大和万場社会教育施設」を削除 ＜施行期日＞ 令和 7 年 7 月 1 日から施行																
78	令和 7 年度郡上市一般会計補正予算（第 1 号）について	令和 7 年度 補正予算（2 件）																
79	令和 7 年度郡上市財産区特別会計補正予算（第 1 号）について																	
80	財産の無償譲渡について （旧美並庁舎ほか 3 施 設） 【契約管財課】 【美並振興事務所】	＜譲渡理由＞ 市が定める庁舎施設再編行動計画において、旧美並庁舎は、廃止 （除去）し、庁舎敷地の有効活用を地元の意見を含めて検討するこ ととしている。 今般、下記事業者から、当該地に店舗を出店したいこと、市有地 は無償貸与を条件に、取壊し費用は事業者で負担する旨の提案が あった。 市は、本提案を受け入れることとして、旧美並庁舎と下記施設を 譲渡するため。 ＜根拠法令＞ 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号、同法第 237 条第 2 項 ＜譲渡する財産＞ 所在地 郡上市美並町白山 725 番地 3 <table><tr><th>名称</th><th>延床面積</th><th>構造</th></tr><tr><td>旧美並庁舎</td><td>1,858.14 m²</td><td>鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建</td></tr><tr><td>旧美並庁舎ボイ ラー室</td><td>28.00 m²</td><td>鉄筋コンクリート造 1 階建</td></tr><tr><td>旧美並庁舎南車庫</td><td>93.00 m²</td><td>鉄骨造 1 階建</td></tr><tr><td>旧美並庁舎車庫兼 印刷室</td><td>81.90 m²</td><td>鉄骨造 2 階建</td></tr></table> ＜譲渡の相手方＞ 住所：福井県坂井市丸岡町下久米田 3 8 字 3 3 番 氏名：ゲンキー株式会社 代表取締役社長 藤永 賢一		名称	延床面積	構造	旧美並庁舎	1,858.14 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建	旧美並庁舎ボイ ラー室	28.00 m ²	鉄筋コンクリート造 1 階建	旧美並庁舎南車庫	93.00 m ²	鉄骨造 1 階建	旧美並庁舎車庫兼 印刷室	81.90 m ²	鉄骨造 2 階建
名称	延床面積	構造																
旧美並庁舎	1,858.14 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建																
旧美並庁舎ボイ ラー室	28.00 m ²	鉄筋コンクリート造 1 階建																
旧美並庁舎南車庫	93.00 m ²	鉄骨造 1 階建																
旧美並庁舎車庫兼 印刷室	81.90 m ²	鉄骨造 2 階建																

番号	議案名	議案内容
81	物品売買契約の締結について（業務端末購入） 【情報課】	<契約金額> 26,235,000 円 <契約の相手方> 郡上市八幡町島谷 719 番地 サダフィール 株式会社 代表取締役 佐田 恒一 <納入の場所> 郡上市八幡町島谷 228 番地 郡上市役所市長公室情報課 <物品の内容> ノートパソコン 270 台
82	物品売買契約の締結について（高規格救急自動車購入） 【消防総務課】	<契約金額> 32,450,000 円 <契約の相手方> 郡上市八幡町稲成 1156 番地 岐阜トヨタ自動車 株式会社 八幡店 店長 山内 光 <納入の場所> 郡上市八幡町小野四丁目 4 番地 1 郡上中消防署 <物品の内容> 高規格救急自動車 1 台

<報告>

番号	報告内容
2	令和 6 年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
3	令和 6 年度郡上市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
4	令和 6 年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
5	専決処分の報告について